広島市規則第８０号

令和８年１０月１４日

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和４７年広島市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「アコーディオンカーテン」の右に「及びロールカーテン」を、「クッション」の右に「（ソファーとして使用するものを除く。）」を、「ハンガー」の右に「（ポールハンガーを除く。）」を加え、「及び毛布」を「、毛布、キッチンマット、玄関マット及びバスマット」に改める。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第１４条の３関係）

区　　分	品　　目	手数料の額（１個につき）
特定家庭用機器廃棄物	特定家庭用機器再商品化法施行令（平成１０年政令第３７８号。以	円 ３，０００

	下「令」という。）第１条第１号に掲げるユニット形エアコンディショナー（セパレート形エアコンディショナーの室内ユニット又は室外ユニットのみが排出される場合は、当該室内ユニット又は室外ユニット）		
	令第１条第２号に掲げるテレビジョン受信機		３，０００
	電気冷蔵庫又は電気冷凍庫		３，０００
	電気洗濯機又は衣類乾燥機		３，０００
その他の大型ごみ	電気器具、ガス器具及び石油器具	編み機	５００
		アンプ	２５０
		イメージスキャナー	２５０
		ウィンドーファン	１，０００
		ウォーターサーバー	５００
		オーブン	５００
		加湿器	２５０
		ガスこんろ	２５０
		ガステーブル	２５０
		カセットテープレコーダー	２５０
		家庭用電気治療器	２５０

		カラオケの演奏装置	１，０００
		換気扇	２５０
		空気清浄機	２５０
		草刈機	２５０
		高圧洗浄機	２５０
		コーヒーメーカー	２５０
		こたつ（こたつ板も排出される場合は、当該こたつ板を含む。）	２５０
		コピー機	２５０
		コンパクトディスクプレーヤー	２５０
		シュレッダー	２５０
		瞬間湯沸器	５００
		浄水器	２５０
		照明器具	２５０
		除湿機	２５０
		食器洗機	５００
		食器乾燥機	２５０
		炊飯器	２５０
		ストーブ	２５０
		スピーカー	２５０
		ズボンプレッサー	２５０

		精米機	２５０
		扇風機	２５０
		厨芥処理機	２５０
		チューナー	２５０
		デジタルバーサタイルディスクプレーヤー	２５０
		電気カーペット　６畳未満に相当する大きさのもの	２５０
		電気カーペット　６畳以上に相当する大きさのもの	５００
		電気芝刈機	２５０
		電気ジャー	２５０
		電気掃除機	２５０
		電気調理鍋	２５０
		電気餅つき機	２５０
		電気冷風機	２５０
		電磁誘導加熱式調理器	２５０
		電子レンジ	５００
		トースター	２５０
		時計　幅、奥行又は高さのう	２５０

			ち長い方の２辺（以下「長辺２辺」という。）の長さの合計が１メートル未満のもの	
			長辺２辺の長さの合計が１メートル以上のもの	５００
		パーソナルコンピュータの外枠		２５０
		パーソナルコンピュータ用のキーボード		２５０
		ビデオテープレコーダー		２５０
		美容機器		２５０
		ファクシミリ		２５０
		ファンヒーター		５００
		布団乾燥機		２５０
		プリンター		２５０

		ヘルスメーター		２５０
		ホームベーカリー		２５０
		ホットプレート		２５０
		マッサージ器	ハンディー型のもの	２５０
			その他のもの	５００
		マッサージ器を内蔵した椅子		１，０００
		マッサージ器を内蔵したベッド		１，０００
		ミシン	卓上式のもの	２５０
			その他のもの	５００
		ミニディスクレコーダー		２５０
		レコードプレーヤー		２５０
		ワードプロセッサー（入力用のキーボードも排出される場合は、当該キーボードを含む。）		２５０
	家具及び寝具	アコーディオンカーテン		５００
		衣装箱		２５０

		椅子	ソファー	１人で使用する構造のもの	５００
				２人で使用する構造のもの	１，０００
				３人以上で使用する構造のもの	１，２５０
			その他のもの	１人で使用する構	２５０

				造のもの	
				２人で使用する構造のもの	５００
				３人以上で使用する構造のもの	７５０
		ウォーターベッド			２５０
		エアベッド			２５０
		カラーボックス			２５０
		鏡台			５００
		クッション（ソファーとして使用するものに限る。）			２５０
		げた箱	長辺２辺の		５００

			長さの合計が１．５メートル未満のもの	
			長辺２辺の長さの合計が１．５メートル以上２メートル未満のもの	７５０
			長辺２辺の長さの合計が２メートル以上３メートル未満のもの	１，０００
			長辺２辺の長さの合計が３メートル以上のもの	１，２５０
		じゆうたん	６畳未満に相当する大	２５０

			きさのもの	
			６畳以上に相当する大きさのもの	５００
		ジョイントマット（６畳までごとに）		２５０
		食器棚、本棚その他の棚付き家具（カラーボックス、げた箱、たんす、ラック及びワゴンを除く。）	長辺２辺の長さの合計が１メートル未満のもの	２５０
			長辺２辺の長さの合計が１メートル以上１．５メートル未満のもの	５００
			長辺２辺の長さの合計が１．５メートル以上２メートル未満のもの	７５０

				長辺２辺の長さの合計が２メートル以上３メートル未満のもの	１，０００
				長辺２辺の長さの合計が３メートル以上のもの	１，２５０
		姿見（可搬式のものに限る。）			２５０
		たんす	プラスチック製のもの		２５０
			その他のもの	長辺２辺の長さの合計が１．５メ	５００

					ートル未満のもの	
					長辺２辺の長さの合計が１．５メートル以上２メートル未満のもの	７５０
					長辺２辺の長	１，０００

					さの合計が２メートル以上３メートル未満のもの	
					長辺２辺の長さの合計が３メートル以上のもの	１，２５０
			机又はテーブル	引き出し	卓の	５００

		ブル	出し等の収納部分を有するもの	最長辺の長さ又は最大径が１メートル未満のもの		
				卓の最長辺の長さ又は最大径が１メートル以上	７５０	

					１．５メートル未満のもの	
					卓の最長の辺の長さ又は最大径が１．５メートル以上２メートル未満のもの	１，０００

					の	
					卓の最長の辺の長さ又は最大径が2メートル以上のもの	１，２５０
				その他のもの	卓の最長の辺の長さ又は最大径が1メー	２５０

					トル未満のもの	
					卓の最長辺長又は最径１メートル以上１．５メートル未満のもの	５００
					卓の最長	７５０

					の辺長又は最径が１．５メートル以上２メートル未満のもの	
					卓の長辺長又は最径のさは大	１，０００

			が２メートル以上のもの	
テーブルの天板				２５０
テレビ台		台の最長の辺の長さ又は最大径が１メートル未満のもの		２５０
		台の最長の辺の長さ又は最大径が１メートル以上のもの		５００
電話台				２５０
仏壇				５００
布団				２５０
ブラインド				２５０
ベッド（マットレスを		ベビーベッド		５００

		除く。）	その他のもの	１人で使用する構造のもの	７５０
				２人で使用する構造のもの	１，０００
		マットレス	スプリングのないもの	厚さ１０センチメートル未満のもの	２５０
				厚さ１０セン	７５０

			チメートル以上のもの	
			スプリングのあるもの	１，２５０
		毛布		２５０
		ラック	台の最長の辺の長さ又は最大径が１メートル未満のもの	２５０
			台の最長の辺の長さ又は最大径が１メートル以上のもの	５００
		ロールカーテン		２５０
		ワゴン	台の最長の辺の長さ又は最大径が１メートル	２５０

			未満のもの	
			台の最長の辺の長さ又は最大径が１メートル以上のもの	５００
	娯楽用具、運動用具その他の生活用具	アイロン台		２５０
		足湯器		２５０
		雨よけ		２５０
		アンテナ		２５０
		植木鉢		２５０
		えもん掛け		２５０
		おもちや	滑り台	５００
			ぶらんこ	５００
			その他のもの	２５０
		額縁		２５０
		籠		２５０
		傘立て		２５０
		花台		２５０
		楽器	ギター	２５０
			電子オルガン	１，２５０

			その他のオルガン		７５０
			その他のもの	長辺２辺の長さの合計が１メートル未満のもの	２５０
				長辺２辺の長さの合計が１メートル以上のも	５００

			の	
画板				２５０
花瓶				２５０
画用カンバス				２５０
キックボード				２５０
キッチンマット				２５０
脚立				２５０
キャットタワー				５００
クーラーボックス				２５０
クリスマスツリー				２５０
車椅子				２５０
ゲーム機				２５０
玄関マット				２５０
健康器具	ぶら下がり式			５００
	乗馬型			７５０
	バイク型			７５０
	ランニング型			１，０００
	その他のもの			２５０
工具（家庭用のものに限る。）				２５０

		黒板	板部分の最長の辺の長さ又は最大径が１メートル未満のもの	２５０
			板部分の最長の辺の長さ又は最大径が１メートル以上のもの	５００
		ごみ箱	長辺２辺の長さの合計が１メートル未満のもの	２５０
			長辺２辺の長さの合計が１メートル以上のもの	５００
		米びつ		２５０

		ゴルフクラブ（複数ある場合は、ひも等で束ねたものの最大の外周が１メートル以下のもの）又はゴルフバッグ（これに収納されたゴルフクラブを含む。）		２５０
		こんろカバー		２５０
		サーフボード		５００
		サマーベッド		２５０
		七輪		２５０
		自転車（幼児用の三輪車を除く。）		５００
		自転車用品		２５０
		収納箱		２５０
		書類用のケース		２５０
		人工観賞植物		２５０
		人工芝（６畳までごとに）		２５０
		水槽	長辺２辺の長さの合計が１メートル未満のも	２５０

			の	
			長辺２辺の長さの合計が１メートル以上のもの	５００
		スーツケース		２５０
		スキー板及びストック（スキー板又はストックのみが排出される場合は、当該スキー板又はストック）		２５０
		スケートボード		２５０
		ストーブ用の柵		２５０
		スノーボード		２５０
		すのこ		２５０
		スロープ板		２５０
		洗濯機台		２５０
		洗面台		７５０
		そり		２５０
		タイヤチェーン		２５０
		畳	半畳	５００
			１畳	７５０

		建具		２５０
		たらい		２５０
		チャイルドシート		２５０
		突つ張り棚		２５０
		ディスク用のケース		２５０
		手押し車		２５０
		電気掃除機用のスタンド		２５０
		テント		２５０
		灯油用のポリタンク		２５０
		トランポリン	台の最長の辺の長さ又は最大径が１メートル未満のもの	２５０
			台の最長の辺の長さ又は最大径が１メートル以上１．５メートル未満のもの	５００
			台の最長の辺の長さ又	７５０

	は最大径が１．５メートル以上のもの	
トレイ		２５０
荷車		２５０
荷物運搬用の一輪車		２５０
人形用のケース		２５０
寝袋		２５０
パーティション		２５０
バーベキューグリル	ガスを使用するもの	７５０
	その他のもの	２５０
バケツ		２５０
はしご		２５０
バスマット		２５０
ひな壇		５００
火鉢		２５０
日よけ		２５０
フォトフレーム		２５０
踏み台		２５０
プランター		２５０

		ベッドガード		２５０
		ペット用の籠		２５０
		ペット用の小屋		５００
		ペット用の柵		２５０
		ペット用の便所		２５０
		ベビーカー		２５０
		ベビーバス		２５０
		ベビーフェンス		２５０
		便座		２５０
		便所（可搬式のものに限る。）		２５０
		望遠鏡		２５０
		ホース用のリール		２５０
		ポールハンガー		２５０
		歩行器		２５０
		ホワイトボード	板部分の最長の辺の長さ又は最大径が１メートル未満のもの	２５０
			板部分の最長の辺の長	５００

			さ又は最大径が１メートル以上のもの	
		マネキン		２５０
		物置	長辺２辺の長さの合計が２メートル未満のもの	７５０
			長辺２辺の長さの合計が２メートル以上３メートル未満のもの	１，０００
			長辺２辺の長さの合計が３メートル以上のもの	１，２５０
		物干器		２５０
		物干ざお		２５０

		物干台		７５０
		郵便ポスト		２５０
		幼児用の三輪車		２５０
		浴槽		１，０００
		浴槽の蓋		２５０
		ラティス		２５０
		ワイヤーネット		２５０
	その他の品目	棒状のもの又は板状のもの（複数ある場合は、ひも等で束ねたものの最大の外周が１メートル以下のもの）		２５０
		その他のもの	長辺２辺の長さの合計が１メートル未満のもの	２５０
			長辺２辺の長さの合計が１メートル以上１．５メートル未満のもの	５００

			長辺２辺の長さの合計が１．５メートル以上２メートル未満のもの	７５０
			長辺２辺の長さの合計が２メートル以上３メートル未満のもの	１，０００
			長辺２辺の長さの合計が３メートル以上のもの	１，２５０

附　則

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第４の規定は、この規則の施行の日以後に申込みのある大型ごみの収集及び運搬に係る大型ごみ収集運搬手数料について適用し、同日前に申込みのあった大型ごみの収集及び運搬に係る大型ごみ収集運搬手数料については、なお従前の例による。